

2024年10月4日

各 位

会 社 名 株式会社 unerry
代 表 者 代表取締役社長 執行役員 CEO 内山 英俊
(コード番号：5034 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 執行役員 CFO 経営企画部長 斎藤 泰志
(TEL 03-6823-8234)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

<対象取締役（社外取締役を除く。）向け>

(1) 払込期日	2024年10月29日
(2) 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 4,410株
(3) 発行価額	1株につき2,181円
(4) 発行総額	9,618,210円
(5) 割当予定先	当社の取締役（社外取締役を除く。） 4名 4,410株

<対象従業員向け>

(1) 払込期日	2024年12月2日
(2) 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 20,500株
(3) 発行価額	1株につき2,181円
(4) 発行総額	44,710,500円
(5) 割当予定先	当社の従業員 77名 20,500株

2. 発行の目的及び理由

2024年9月5日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、2024年9月5日の取締役会で決議しております。また、2024年9月30日開催の第9期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内とすること、対象取締役に対して発行または処分する当社の普通株式の総数を年12,000株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を3年間とすること等につき、ご承認

をいただいております。

加えて、当社は、2024年9月5日開催の取締役会において、当社の従業員(以下、「対象取締役」と併せて「割当対象者」と総称します。)を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、対象取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度と併せて「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者81名に対し、金銭報酬債権合計54,328,710円(以下、「本金銭報酬債権」といいます。)を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者81名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式24,910株(以下、「本割当株式」といいます。)を発行することを決議いたしました。

【株式割当契約の概要】

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

〈対象取締役向け〉

(1) 譲渡制限期間

2024年10月29日から2027年10月28日まで

対象取締役は、上記に定める譲渡制限期間(以下、「本譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2024年10月1日(本割当株式の払込期日の直前の当社の定時株主総会の日)の翌日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間(以下、「本役務提供期間」といいます。)、継続して当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合、又は死亡により退任又は退職した場合、払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から、退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数に乗じた数の株数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。)の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の

定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数に乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

<対象従業員向け>

(1) 譲渡制限期間

2024年12月2日から2027年12月1日まで

対象従業員は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員は、払込期日から2025年12月1日までの期間（役務提供期間）、継続して当社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数に、組織再編等承認日において対象従業員が保有する本割当株式の数に乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象従業員は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直

前営業日（2024年10月3日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,181円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上